

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 規 則

○個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

(県政情報公開室)

一

### 訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

四

○職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令

(同)

四

### 告 示

○事業者が保有する個人情報の適切な取扱いに関する指針を廃止する

告示

(県政情報公開室)

四

## 規 則

個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### ○宮城県規則第六十号

個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

個人情報保護条例施行規則（平成八年宮城県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（配慮個人情報）

第一条の二 条例第二条第二号の実施機関が別に定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 次に掲げる心身の機能の障害があること。

イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害

ロ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害

ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第二条第二項に規定する発達障害を含む）、ロに掲げるものを除く。）

ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

様式第一号中

		10 事務の対象者の範囲				
11 取り扱う個人情報の記録項目		対象者 1	対象者 2	対象者 3	対象者 4	対象者 5
(1) 基本的事項	識別番号 (個人番号)					
	識別番号 (個人番号を除く)					
	氏名等					
	性別					
	年齢, 生年月日等					
	住所, 電話番号等					
	本籍, 国籍等					
	その他					
	支持政党					
	宗教					
(2) 思想・信条等	主義, 主張等					
	その他					
	親族関係					
(3) 家庭生活	婚姻歴					
	家庭状況					
	その他					
(4) 心身の状況	健康, 病歴等					
	障害					
	その他					
(5) 社会生活	職業, 職歴等					
	学業, 学歴等					
	資格					
	賞罰					
	成績, 評価等					
	その他					
(6) 資産・収入等	財産, 収入等					
	納税額					
	公的扶助					
(7) その他 (具体的な項目名を記入すること)	その他					

を

11 取り扱う個人情報の記録項目 (1)から(6)において(7)に該当する記録項目を除く)	10 事務の対象者の範囲				
	対象者 1	対象者 2	対象者 3	対象者 4	対象者 5
(1) 基本的事項	個人番号				
	個人識別符号 (個人番号を除く)				
	識別番号 (個人識別符号を除く)				
	氏名等				
	性別				
	年齢, 生年月日等				
	住所, 電話番号等				
	本籍, 国籍等				
	その他				
	親族関係				
(2) 家庭生活	婚姻歴				
	家庭状況				
	その他				
(3) 心身の状況	職業, 職歴等				
	学業, 学歴等				
	資格				
	賞罰				
	成績, 評価等				
	その他				
	財産, 収入等				
	納税額				
	公的扶助				
	その他				
(6) その他 (具体的な項目名を記入すること)	人種				
	信条				
	社会的身分				
	病歴				
	犯罪の経歴				
	犯罪により害を被った事実				
	心身の機能の障害があること				
	健康診断等の結果				
	保健指導・診療・調剤が行われたこと				
	刑事事件に関する手続が行われたこと				
少年の保護事件に関する手続が行われたこと					

に定める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第二十一号  
事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一各部長の専決事項の項中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、第十二号から第三十二号までを二号ずつ繰り上げる。

別表第一各課長の専決事項の項第六号を次のように改める。

六 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第四十条第一項の規定による報告

の徴収及び立入検査

別表第一各課長の専決事項の項第七号中ホを削り、同表総務部長の県政情報公開室に係る専決事項の項を次のように改める。

一 個人情報保護条例（平成八年宮城県条例第二十七号）第四条第二項の規定による県が出資する法人の指定

二 情報公開条例（平成十一年宮城県条例第十号）第三十八条第二項の規定による特定出資団体等の指定

別表第一環境生活部長の循環型社会推進課に係る専決事項の項第八号及び別表第七仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項第十七号中「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理の推進に関する特別措置法」を「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年十二月二十一日から施行する。

○宮城県訓令甲第二十二号

職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の育児休業等に関する規程（平成四年宮城県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「又は非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」を「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業」に改め、同様式（裏面）附一中「出

生届受理証明書等」や「出生届受理証明書、養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等」に定める「同様式（裏面）附一中「該当してする」のトイ「育児休業をい、」「2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4の規定に該当してする」や加え、同様式（裏面）附一中「又は1歳6か月までの子の育児休業」や「1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合」に「又は第3号」や「若しくは第3号」に定める「請求する場合」のトイ「又は条例第2条の4の規定に該当して育児休業の承認を請求する場合」を加える。

様式第三号附一及び様式第四号附一中「出生届受理証明書等」を「出生届受理証明書、養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年十二月二十一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第百十四号

事業者が保有する個人情報の適切な取扱いに関する指針を廃止する告示を次のように定める。

平成二十九年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業者が保有する個人情報の適切な取扱いに関する指針を廃止する告示

事業者が保有する個人情報の適切な取扱いに関する指針（平成十七年宮城県告示第二百六十八号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成二十九年十二月二十一日から施行する。